議事概要

会議名	令和 6 年度 第 2 回 始 良 警 察 署 協 議 会
会議日時	令和6年11月29日金曜日 午後3時~午後5時
会議場所	姶良警察署 4階大会議室
出席者	1 協議会側 会長以下11人 2 警察署側 署長以下7人

(会議の概要)

- 1 会議次第
- (1) 開会
- (2) 会長挨拶
- (3) 署長挨拶
- (4) 治安情勢説明
- (5) 質議応答
- (6) 今回のトピックス(年末年始における警戒活動の実施について)
- (7) 柔道訓練見学
- (8) 閉会
- 2 委員からの意見・要望、提言等

(委員)

県道42号線のローソン上久徳店前の道路が川内方向からローソン手前でストレートからゆるやかなカーブになっていますが、スピードを出す車や居眠り運転による事故がたまに起こります。

ローソン前に横断歩道もありますし、三叉路から出てきた車に対してスピードを出して 走ってきた車がクラクションを鳴らしてあおる光景も見掛けます。

カーブ手前に減速帯等設けられないでしょうか。

(交通課長)

ローソン上久徳店付近の交通事故については、過去3年間で出会い頭事故や追突事故等は5件発生しております。

現在、カーブ手前の直線道路には、速度を抑制させる対策としまして、「スピード落とせ」や「ドットライン」等、ドライバーに対する注意喚起の路面標示があります。

若干、標示が薄れていましたので、施工元の道路管理者である姶良伊佐地域振興局に補 修依頼を行い、併せて「減速マークの標示ができないか。」を協力依頼してまいります。 また、横断歩道の予告標示(ダイヤマーク)も薄れていましたので、警察本部に補修上

(委員)

交通安全運動の期間なのですが、朝の通学の時間だけでも姶良小、重富小等、狭くて危険な通学路辺りに白バイ隊員やパトカーでの巡回を増やすことはできないのか。

(スクールゾーンの制限速度を8割以上守っていない。)

(交通課長)

申を行います。

当署では、管内の小・中学校周辺の通学路を巡回の経路と設定しております。

始良小・重富小の通学路につきましても、巡回の経路となっており、交通安全運動期間中に限らず、毎月1日、10日及び20日の朝の広報活動日に巡回をしているところです。

引き続き、通学路の速度抑制を図るために、交通機動隊とも連携を図りながら警戒活動を実施してまいります。

(委員)

近年、朝の情報番組を見ているとドライブレコーダーの普及による交通違反や危険運転 等の動画を放送する頻度が増えていると思います。 また、自転車運転中の携帯電話使用等に起因する交通事故が増加傾向であること及び自

また、自転車運転中の携帯電話使用等に起因する交通事故が増加傾向であること及び自転車を酒気帯び状態で運転した交通事故が死亡重傷事故となる場合が高いことを背景に、交通事故防止を抑止するための罰則規定が、11月1日から整備されました。罰則強化に伴う今回の道路交通法改正の効果等が現れることに期待します。

しかしながら、通学中の学生を見ると片手は自転車のハンドル、片手はスマホを持って操作している光景をたまに目撃します。

今回の改正を市内の高校・短大等に広報活動等を行っていれば、御教示ください。 (交通課長)

今回の道路交通法改正について、県警察では県内全域の公・私立高校に対して、改正内容や法令遵守に関する事項について、テレビや広報誌等を活用して、広報啓発を行ってお

ります。

当署では、秋の全国交通安全運動期間中に姶良市をはじめ、教育委員会や管内の高校教諭を招致し、改正内容を周知したほか、高校生に対する交通教室や姶良市主催のまもるフェスタ等の機会に、改正内容のチラシを配布するなどの広報活動を行っております。

また、通勤通学時間帯に通学路において、自転車の運転者が携帯電話を操作していたり、 一時停止を止まらなかったりする者に対して街頭指導を実施しております。

(委員)

11月1日より自転車ながらの運転や酒気帯び運転に罰則が新設されました。以前は、高校生らしい人が「ながら運転」をしていて、歩道上(広い歩道で自転車通行可)で行き合いに怖い思いをしたことがありました。

「事故のない自転車の乗り方をしてほしい。」と思い、これからも事故等ないことを願っています。

何か対応策は、あるのでしょうか。

(交通課長)

警察としましては、交通安全講習会、交通安全キャンペーン等あらゆる機会を通じて道路交通法改正に関する広報活動を継続実施してまいります。

また、交通ルールを守らせるためには、街頭での直接指導が効果的と考えていますので、 通学路における交通安全指導を実施してまいります。

(委員)

現在、姶良市役所2号館周辺の交差点は、上水道配管入替、歩道舗装等工事中であり、 交差点横断歩道の白線が消えかかっています。

予算があるかと存じますが、交差点における事故防止や美観のために、姶良市役所本館2号館周辺の交差点横断歩道白線の塗り替えを令和7年度前半でお願いいたします。姶良市民行政の窓口・相談拠点であります新姶良市役所周辺ですので、至急対応いただければ幸いです。

(交通課長)

現在、姶良市役所新庁舎建設に伴い、市役所周辺の道路改良工事が行われております。 市役所との協議の中で、横断歩道の塗り直しや信号機の移設等は、全て市役所の予算で施工するようになっておりますので、工事完了とともに横断歩道の標示も明確となります。 しかし、最終的に全ての工事が完了するのは、令和8年度中とのことでありましたので、 薄れている部分につきましては、スプレーで補修をしております。 (委員)

「闇バイト」という言葉があまりにも多くテレビ等で取り上げられる中、まだまだその 言葉に乗って動いてしまう者がおり、強盗事件等が頻発しています。

(一般的には考えられない「軽さ」で罪を犯す。重罪であることも意識しないままやっている。)

「万引き」や「いじめ」は窃盗や恐喝や傷害等の犯罪であるという認識が薄く、軽く考えていることからすれば、「闇バイト」もそうかもしれません。

「軽く」動いてしまう犯罪者たちは、正しい情報を得てもいないのでしょう。

どうしたら犯行を食い止めることができるでしょうか。

まずは家庭、そして学校であるとは思うのですが、姶良警察署としての取組がありましたら教えてください。

(生刑課長)

本年8月以降、関東地方を中心に、一般住宅や店舗等に複数人で押し入り、被害者等を緊縛して現金等を強取する強盗事件が相次いで発生しており、中には犯行の過程で被害者を死傷させるなど、悪質極まりない態様のものもあり、非常に深刻な事態となっています。 当県内で本年10月までの強盗事件の発生は9件で、8件10人を検挙しています。

当署では、強盗事件の認知はありません。

なお、県内で現在まで闇バイトに起因した強盗事件の認知もありません。

警察は、強盗事件が発生した場合、早急に被疑者検挙に向けた捜査活動を行うとともに、防犯的観点からは、何らかの犯罪に加担し、又は加担しようとしている者やその家族からの保護を求める相談があった場合、早急に保護措置を講じるようにしています。

強盗の予防対策として、

- ・在宅時も出入口や窓に鍵を掛ける。
- ・訪問者に対して不用意にドアを開けずに確認する。
- ・帰宅の際は、背後や周辺に不審者がいないか確認する。
- ・侵入されにくい住宅環境(防犯カメラや防犯ライトの設置、鍵の二重化)

等があり、また、強盗が発生した際の対策としては、

- ・懐中電灯や携帯電話等で光で照らす。
- 大声で叫んだり警報器等で大きな音を出す。
- ・立ち向かわずに素早く110番通報をする。

など、住民の方への広報や巡回連絡を通じての声掛け等に取り組んでおります。

皆様も、闇バイト等の話を聞かれた場合、当署に相談又は通報していただきたいと思います。

(委員)

最近の姶良市内の防犯団体(ボランティア)等の状況・規模等を教えてください。

(生刑課長)

民間の防犯ボランティア団体として、姶良市地域安全パトロール隊、あいらっこ見守り隊等12団体(約150人(青パト人員は131人))が活動しています。

活動の内容としましては、

徒歩、青パトによる広報、防犯パトロール活動

朝夕の交通立哨

駅や商業施設等における自転車、オートバイの盗難防止活動

各学校、幼稚園での不審車侵入・声掛け事案対応訓練

うそ電話詐欺や悪質商法等による被害拡大防止活動

等を行っています。

これらの活動につきましては、当署生活安全刑事課の地域連帯係と姶良地区防犯協会が 連携して、各団体相互の協調を図りながら、防犯活動に取り組んでおります。

(委員)

ストーカーの相談があり、実害がない段階での対応の状況を教えてください。

(生刑課長)

「ストーカー行為」は、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情、又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者又は配偶者、その者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、つきまとい、監視等の行為をすることです。

ことです。 「ストーカー行為」は、相手方に対して不安を覚えさせ、生活の安全と平穏を害する行為であるとともに、次第に行為が悪質化して凶悪犯罪に発展しかねないという特徴があります。

世間話等でストーカー事案を耳にした場合等は、関係者に対して、すぐに警察署に相談に行くように教示してください。

(委員)

薩摩川内市で高齢者クラブの連合会が散歩等の際、首にかけられる「緊急連絡カード」 を作成したそうです。

(高齢者に配り日頃から持ち歩くように。)

以前「行方不明者」連絡を広報での呼び掛けがあり、心配したことがありました。「家族での届出の処置だ。」と思われますが、各自治会で「連絡カード」携帯の呼び掛けを推奨しては、どうでしょう。

(生刑課長)

警察は、行方不明事案の中で、対象者が認知のある高齢者だった場合等は、消防等と合同で捜索を実施しています。

連絡カードがあれば、行方不明になった時に非常に役立つと思われますので、姶良市にも情報提供を行い、薩摩川内市の取組を参考にしていただくように働き掛けをしてまいります。

(委員)

昨年冬、タイヨーグラードの惣菜コーナーで白いビニール袋にお弁当をサッと入れる60歳代くらいの男性を目撃してしまいました。

店員さんを探しましたが、レジに2人(接客中)いるだけでほかに見当たらず、そうしている間に男性は店内を少し歩いた後に、出て行きました。

お店の人に話せたとして、「もし見間違いだったらどうしよう。」とか、万引きしていたとして、私は社名の入ったジャンパーを着ていたので、「仕返しされたらどうしよう。」と考えているうちに見失いました。

このような場合、どのような行動をとるのが一番良いでしょうか。

(生刑課長)

万引きや自転車盗等の軽微な犯罪はゲートウェイ犯罪(重大な犯罪への入口)と言われ、 犯罪が見逃された場合、行為者の「これは悪いことだ。」という意識が低下し、より重大 な犯罪へと手を染める契機になるとされています。

そこで、もし万引きなどを目撃された時には、店員に通報してください。

自ら声掛けをした場合、会社名を覚えられたり、暴行を受けるなど、トラブルに発展する可能性が考えられます。

ですので、店員に状況を説明して対応してもらうのがよろしいかと思います。

また、緊急を要する場合は110番通報していただきたいと思います。

(委員)

警察本部生活安全企画課がうそ電話詐欺被害状況を報告しておりますが、令和4年・5年・6年9月末での集計で件数・被害金額ともに増加傾向であり、近年SNS型投資・ロマンス詐欺の急増が報告されています。

マスコミ等が多くの機会で被害拡大への警鐘を訴える中、中々被害を減少させるところまでには、至らないようであります。

数十年昔からも「ハイハイ学校」とかで、高額な羽毛布団を買わされたり、高齢世帯へ 業者が訪問により簡単な補修等を無償で行う代わりに、床下換気システム等を売りつけら れたりしても被害届が出されないケースを考えると、高齢者がターゲットにされる事案が 多いかと思いますが、公民館や自治会等の各種団体からの要請により詐欺被害に関わる広 報活動等の実績がありましたら御教示ください。

先ほど、署長からも説明があったとおり、うそ電話詐欺等の被害発生は増加の一途をた どっております。

当署の詐欺対策として、チラシの配布、交番から発出するミニ広報紙による広報、公民 館や学校等における防犯講話、コンビニにおける電子マネー対策等を行い、被害防止を呼 び掛けています。

(委員)

以前の会でも質問させていただきましたが、警察本部又は所轄が主催する各種イベント 等について自ら参加し、警察の取組や知見を深めるためにも、(年間スケジュール等あれ ば)情報提供いただけないかを要望します。

去る10月10日のKYT放送で県警察音楽隊が加治木高校吹奏楽部とコラボでふれあいコン サートを宝山ホールで開いたという話題を知りました。一例を挙げましたが、知っていた らと思う次第でした。

(警務課長)

警察本部、所轄警察署等が主催する各種イベント等に関しては、基本的に各所属におい て計画、広報することとなっております。

警察本部主催のイベント、例えば採用関係、音楽隊関係、その他キャンペーン情報等に 関しては、日程等が決定した時点で、事前に県警察ホームページにおいて公表しておりま

お手持ちのスマートフォンで「鹿児島県警察ホームページ」の最新情報を開いていただ くと、各種イベント等の日程を確認することができます。 ここで、実際にスマートフォンを使って操作していただきたいと思います。 まず、グーグル検索で「県警察ホームページ」と入力してください。

次に、最新情報をタッチしてください。

続いて、「10月11日」と記載されている広報イベントをタッチして開いてください。

ここに、ふれあいコンサートin日置に関する情報が掲載されております。

現時点で公表されている音楽隊の活動計画については、12月8日日曜日、日置市東市来 町所在のこけけホールにおいて、出水中央高校・東市来中学校の吹奏楽部との合同による ふれあいコンサートに出演する予定とのことでした。

音楽隊の活動の詳細については、先ほど申しました県警察ホームページ又は音楽隊の Twitterを閲覧していただければ、より詳しい活動状況を把握できるものと思われます。

今回のトピックス

「年末年始における警戒活動の実施」について、協議会委員に対し広報用資料を配布し た上で、署長から諮問を行った。

【諮問(署長)】

年末年始における警戒活動につきましては、実施期間・活動重点をはじめ、主な取組内 容は配布資料のとおりであります。

本年は、犯罪抑止と交通事故防止に重点を置いた取組を予定しておりますが、皆様の方 から、「特にこの点に力を入れてほしい。」など、御意見・御要望等がございましたら、 忌憚のないお声をお聞かせください。

【答申 (委員)】

年末年始は、飲酒の機会が多くなります。

知り合いから、

「姶良市ではタクシーも少なく、代行もつかまらない。飲み屋でアルコールを飲 んだにも関わらず、自分で乗って来た車で帰る人がいる。」

ともお聞きします。

姶良市で悲惨な事故が起きることがないように、繁華街における飲酒運転の取締りを 強化していただければと思います。

姶良市蒲生町にある蒲生八幡神社には、多くの初詣客が訪れます。 雑踏の整理はもとより、交通事故防止の観点も含めて、できることなら、参拝客が多 い時間帯を中心に警察官の姿を見せてもらえれば幸いです。

備 考